

健発0327第26号
平成31年3月27日

各
〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長〕 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「感染症対策特別促進事業について」の一部改正について

標記については、平成20年3月31日健発第0331001号本職通知に定める各実施要綱に基づき行われているところであるが、今般、同通知の別添4「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について、特段の御配慮をお願いします。

改正後

肝炎患者等支援対策事業実施要綱

平成23年3月31日
最終一部改正
平成31年3月27日

1 目的

我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんを引き起こす危険が指摘されていることから、地域における肝疾患診療体制の充実及び向上を図る取組を行う。特に、都道府県及び都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）を中心とした地域における肝疾患診療地域連携体制を強化して肝炎医療の質の向上と均てん化を図るため、医療提供体制の確保や肝炎患者及び医療関係者等への情報提供等の支援対策を実施する。

また、シンポジウム等の普及啓発を実施することにより、国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図るとともに、地域の実情に応じた肝炎患者及びその家族等に対する支援対策を実施し、肝炎患者の生活の安定に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下「政令市」という。）、特別区とする。

ただし、3に記載した事業の（1）～（4）及び（8）～（9）については都道府県、政令市及び特別区（以下「都道府県等」という。）とし、その他については都道府県とする。

3 事業内容

(1) 肝炎対策協議会の設置、運営

都道府県等は、医師会、肝炎に関する専門医、関係市区町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族（例：患者会を代表する者等）等の関係者によって構成される肝炎対策協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。また、政令市及び特別区においては都道府県と常時連携体制を取るものとする。同協議会においては、各都道府県等の実情に応じて肝炎に関する以下の事項等について必要な検討を行うものとする。

改正前

肝炎患者等支援対策事業実施要綱

平成23年3月31日
最終一部改正
平成29年6月21日

1 目的

我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんを引き起こす危険が指摘されていることから、地域における肝疾患診療体制の充実及び向上を図る取組を行う。特に、都道府県及び都道府県が指定した肝疾患診療連携拠点病院を中心とした地域における肝疾患診療地域連携体制を強化して肝炎医療の質の向上と均てん化を図るため、医療提供体制の確保等や肝炎患者等及び医療関係者等への情報提供等の支援対策を実施する。

また、シンポジウム等の普及啓発を実施することにより、国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図るとともに、地域の実情に応じた肝炎患者・家族等に対する支援対策を実施し、肝炎患者の生活の安定に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう）、特別区とする。

ただし、3に記載した事業の（1）～（4）及び（8）～（9）については都道府県、政令市及び特別区（以下「都道府県等」という。）とし、その他については都道府県とする。

3 事業内容

(1) 肝炎対策協議会の設置、運営

都道府県等は、医師会、肝炎に関する専門医、関係市区町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族（例：患者会を代表する者等）等の関係者によって構成される肝炎対策協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。また、保健所設置市及び特別区においては都道府県と常時連携体制を取るものとする。同協議会においては、各都道府県等の実情に応じて肝炎に関する以下の事項等について必要な検討を行うものとする。

改正後

- ア、イ (略)
- ウ HBV及びHCV検査の結果、陽性と判定された者（以下「陽性者」という。）のフォローアップ対策
- エ HBV及びHCV検査を受けていないハイリスク・グループに検査を勧奨する方策
- オ HBV及びHCV持続感染者（以下「キャリア」という。）が、継続的なかかりつけ医への受診等の健康管理を十分に受けていない場合の改善方策
- カ 身近な医療圏において病状に応じた適切な肝炎診療が行われるよう、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医との連携の強化

- キ (略)
- ク 肝炎に関する医療情報の収集と提供
- ケ 肝炎医療に関する人材の育成
- コ～シ (略)

(2) 肝炎診療従事者研修の実施

(略)

(3) 肝炎患者等に対する支援の実施

都道府県等は、肝炎患者の生活の安定に資するため、地域の実情に応じた肝炎患者及びその家族等に対する支援対策事業を実施するものとする。

[事業例]

(略)

改正前

- ア、イ (略)
- ウ HBV及びHCV検診の結果、陽性と判定された者（以下「陽性者」という。）のフォローアップ対策
- エ HBV及びHCV検診を受けていないハイリスク・グループに検診を勧奨する方策
- オ HBV及びHCV持続感染者が、継続的なかかりつけ医への受診等の健康管理を十分に受けていない場合の改善方策
- カ 身近な医療圏において病状に応じた適切な肝炎診療が行われるよう、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）、かかりつけ医及び専門医療機関との連携の強化

- キ (略)
- ク 肝炎にかかわる医療情報の収集と提供
- ケ 肝炎医療にかかわる人材の育成
- コ～シ (略)

(2) 肝炎診療従事者研修の実施

(略)

(3) 肝炎患者等に対する支援の実施

都道府県等は、肝炎患者の生活の安定に資するため、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施するものとする。

[事業例]

(略)

改正後

- (4) 肝炎診療支援リーフレットの作成・配布
都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、肝炎に関する適切な情報提供を目的として以下を作成し、各対象へ配布するものとする。
- ア (略)
- イ 医療機関を対象とした、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医へ紹介すべき状態、専門医との連携の在り方等を記載した適切な肝炎診療が実現されるためのリーフレット
- (5) 肝炎患者支援手帳の作成・配布
都道府県は、肝炎患者等に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するための情報（肝炎の病態、治療方法、肝炎治療に関する制度等の情報）を記載した携帯可能な手帳（冊子）を作成・配布するものとする。
- (6) 肝炎医療コーディネーターの養成
都道府県は、市町村の保健師、地域医療機関の看護師、職域の健康管理担当者等を対象として、肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎ウイルス検査の結果により陽性となった者等が適切な肝炎医療を受けられるようフォローアップや受診勧奨等に係る支援等を、地域や職域等で行える人材を養成するものとする。
- (7) 地域の相談体制の整備
都道府県は、相談員（肝炎医療コーディネーター等）を活用するなどして、肝炎患者等が身近な医療機関等へ広く相談を受けられることができる体制を整備するものとする。
- (8) シンポジウム等の開催
(略)
- (9) ポスター・リーフレットの作成・配布による普及啓発
都道府県等は、肝炎に関する正しい知識の普及及び肝炎ウイルス検査の受検勧奨等地域の实情に合わせた情報提供を行うためのポスター・リーフレット等を作成し、シンポジウム等で配布するものとする。

改正前

- (4) 肝炎診療支援リーフレットの作成・配布
都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、肝炎に関する適切な情報提供を目的として以下を作成し、各対象へ配布する。
- ア (略)
- イ 医療機関を対象とした、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医へ紹介すべき状態、専門医との連携の在り方などを記載した適切な肝炎診療が実現されるためのリーフレット
- (5) 肝炎患者支援手帳の作成・配布
都道府県は、肝炎患者等に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、肝炎の病態、治療方法、肝炎治療に関する制度等の情報を記載した携帯可能な手帳（冊子）を作成・配布するものとする。
- (6) 肝炎医療コーディネーターの養成
都道府県は、市町村の保健師、地域医療機関の看護師、職域の健康管理担当者等を対象として、肝炎ウイルス検査の勧奨及び肝炎ウイルス検査の結果により陽性となった者等が適切な肝炎医療を受けられるようフォローアップや受診勧奨等に係る支援等を、地域や職域などで行える人材を養成するものとする。
- (7) 地域の相談体制の整備
都道府県は、都道府県が定めるところにより相談員（肝炎医療コーディネーター研修修了者等）を活用するなどして、肝炎患者等が身近な医療機関などへ広く相談を受けられることができる体制を整備するものとする。
- (8) シンポジウム等の開催
(略)
- (9) ポスター・リーフレットの作成・配布による普及啓発
都道府県等は、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及と肝炎ウイルス検査勧奨等地域の实情に合わせた情報提供を行うためにポスター・リーフレット等を作成し、シンポジウム等で配布するものとする。

改正後

(10) 新聞広告、電車の中吊り等による普及啓発

都道府県は、新聞広告、電車の中吊りポスター等及び肝炎総合対策推進国民運動事業との連携により、肝炎に関する正しい知識、肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び陽性者への受診勧奨に係る認識の浸透を図るための普及啓発を行うものとする。

(11) 肝疾患診療地域連携体制強化事業

ア 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置、運営

都道府県は、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医との連携により、適切な肝炎治療が行われるよう必要な協議及び調整を行い、地域の肝疾患診療体制の確保を図るものとする。

イ 肝疾患相談・支援センターの設置、運営

都道府県は、拠点病院に、肝疾患相談・支援センターを設置するものとする。同センターには相談員（医師、看護師等）を設置し、肝炎患者、キャリア及び家族等からの相談等に対応するほか、肝炎に関する情報収集等を行うものとする。また、保健師や栄養士による、食事や運動等の日常生活に関する生活指導や情報提供を適宜行うものとする。更に、3に掲げる事業及び「肝炎情報センター戦略的強化事業委託費実施要綱」の3の（1）の力からコに定める事業（以下「研修等事業」という。）に関し、肝炎対策支援事業実施計画（以下「実施計画」という。）に応じ、適切な支援等を行うものとする。

ウ 市町村等技術支援等事業

都道府県は、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の円滑な実施の観点から、市町村等の行政機関、保険者、事業主等の関係団体の職員等に対する普及啓発や情報提供等の技術支援を行うものとする。

[事業例]

(略)

改正前

(10) 新聞広告、電車の中吊り等による普及啓発

都道府県は、新聞広告や電車の中吊りポスター等及び肝炎総合対策推進国民運動事業との連携により、肝炎に関する正しい知識、肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び陽性者への受診勧奨に係る認識の浸透を図るための普及啓発を行うものとする。

(11) 肝疾患診療地域連携体制強化事業

ア 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置、運営

都道府県は、都道府県が指定する拠点病院において、当該拠点病院とかかりつけ医及び専門医との連携により、適切な肝炎治療が行われるよう必要な協議及び調整を行い、地域の肝疾患診療体制の確保を図るものとする。

イ 肝疾患相談・支援センターの設置、運営

都道府県は、都道府県が指定する拠点病院において、肝疾患相談・支援センターを設置するものとする。同センターには相談員（医師、看護師等）を設置し、患者、キャリア及び家族等からの相談等に対応するほか、肝炎に関する情報の収集等を行うものとする。また、保健師や栄養士による、食事や運動等の日常生活に関する生活指導や情報提供を適宜行うものとする。また、本事業及び「肝炎情報センター戦略的強化事業委託費実施要綱」の3の（1）の才からケに定める事業（以下「研修等事業」という。）に関し、肝炎対策支援事業実施計画に応じ、適切な支援等の活動を行う。

ウ 市町村等技術支援等事業経費

都道府県は、肝炎ウイルス検査、肝炎医療の円滑な実施の観点から、市町村等の行政機関、又は保険者、事業主等の関係団体の職員等に対する、普及啓発や情報提供等の技術支援を行う。

[事業例]

(略)

改正後

エ 地域連携事業

都道府県は、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の円滑な実施の観点から、市町村等の行政機関、保険者、事業主等の関係団体が行う普及啓発や情報提供等の事業と連携した事業の実施を行うものとする。

[事業例]

(略)

(削除)

4 事業実施上の留意事項

(1) 実施計画について

事業の実施に当たっては、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）で定める実施計画を作成するものとする。この際、作成に当たっては、以下の点に留意するものとする。

改正前

エ 地域連携事業経費

都道府県は、肝炎ウイルス検査、肝炎医療の円滑な実施の観点から、都道府県、市町村等の行政機関又は保険者等の関係団体が行う普及啓発や、情報提供等の事業と連携した事業の実施を行う。

[事業例]

(略)

(12) インセンティブ評価事業

都道府県は、上記（2）から（11）までの実施内容であって、以下事業例など先進的な事業として将来的に全国的に展開すべきと厚生労働大臣が認めた事業について、当該事業の実施期間において実施し、他の都道府県及び拠点病院の参考になるよう、事業結果を提案書としてまとめるものとする。

[事業例]

ア 職域（団体）等に対する啓発等

（保険者、事業者等への説明による理解浸透、検査等への誘導 等）

イ 肝炎医療コーディネーターの有効活用

（コーディネーターを使った検査勧奨、陽性者の受診への誘導 等）

ウ 医療機関（専門医療機関、かかりつけ医）、市町村等行政機関との連携

（診療連携の構築、検査受検・陽性者受診に向けた市町村・医療機関との連携 等）

エ 患者支援への取組

（就労しながら治療するための環境整備（患者本人、職場等への適切な対応 等））

4 事業実施上の留意事項

(1) 肝炎対策支援事業実施計画について

事業の実施に当たっては、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の別紙様式4の7-3に定める肝炎対策支援事業実施計画を作成すること。この際、作成に当たっては、以下の点に留意のこと。

改正後

ア 実施計画と研修等事業との関係について

(ア) 拠点病院等で研修等事業を実施する場合、都道府県が作成する実施計画にその事業内容を含めるものとする。また、政令市及び特別区は、管内に拠点病院が設置されている場合、作成する実施計画のふかん図に研修等事業のメニューを記載すること。

(イ) 都道府県、政令市及び特別区は、実施計画について、相互に情報提供を行った上、必要に応じ、効果的に事業を実施できるよう調整を行うものとする。

イ 実施計画の記載内容について

(ア) 概要には、都道府県等が掲げている肝炎対策に関する全体目標等があれば記載するものとする。

(イ) 3に掲げる事業及び研修等事業について、交付要綱の所定の様式に実施する事業を記載するものとする。

(ウ) 各事業の概要及び事業の達成目標を測る適切な指標等（アウトカム指標、アウトプット指標又は検証可能な定性的指標）を記載するものとする。なお、都道府県等で設定されている肝炎対策に関する全体目標等との関連が明らかであることが望ましい。

(エ) 3の(11)のイについては、肝疾患相談・支援センターが3に掲げる事業及び研修等事業に対して支援を行う場合、該当する事業を記載するものとする。

ウ 実施計画を作成する場合は、拠点病院、その他事業実施に必要な関係者と予め協議するものとする。

エ 交付要綱に定める事業実績報告書についても、上記アからウに準じて取り扱うものとする。

オ 厚生労働省に提出された実施計画及び事業実績報告書は、厚生労働省より国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）に対して情報提供を行うものとする。肝炎情報センターは、当該実施計画等の検証を行い、都道府県等に対し適宜提言等を行う場合があるので留意するものとする。都道府県等においては、当該提言等を後年度での実施計画に反映できるよう適宜検討するものとする。

(2) 都道府県は、3の(11)の全部又は一部を拠点病院において実施することで事業目的を達しようとする場合、実施計画にその旨を明記の上、当該拠点病院における事業内容の範囲、責務を明確にした上で助成を実施するものとする。また、都道府県等が3の(2)～(10)について、事業の一部を拠点病院又は適切な事業運営が確保出来ると認められた者において実施することで事業目的を達しようとする場合も、同様とする。

改正前

ア 肝炎対策支援事業実施計画と研修等事業との関係について

(ア) 都道府県が作成する肝炎対策支援事業実施計画には、都道府県が指定する拠点病院において研修等事業が行われる場合には、その事業内容を含め提出すること。また、政令市、特別区は、管内に拠点病院が設置されている場合、作成する肝炎対策支援事業実施計画のふかん図に研修等事業のメニューを記載すること。

(イ) 都道府県及び政令市、特別区は肝炎対策支援事業実施計画について、相互に情報提供を行った上、必要に応じ、効果的に事業の実施を図られるよう調整を行うこと。

イ 肝炎対策支援事業実施計画の記載内容について

(ア) 肝炎対策支援事業実施計画の概要において、都道府県等が掲げている肝炎対策に関する全体目標等があれば記載すること。

(イ) 3に掲げる内容及び研修等事業について、別紙にある種別毎で事業を行う項目を記載のこと。

(ウ) 各事業の概要、及び事業の達成目標を測る適切な指標等を記載のこと。なお、指標等は、アウトカム指標、アウトプット指標又は検証可能な定性的指標を記入する。なお、都道府県等で設定されている肝炎対策に関する全体目標等との関連が明らかであるものが望ましい。

(エ) 3の(11)のイについては、肝疾患相談・支援センターの相談員が携わる活動として、3に掲げる事業及び研修等事業の項目を記載すること。

ウ 当該実施計画を作成する場合は、都道府県が指定する拠点病院、その他事業実施に必要な関係者と予め協議すること。

エ 交付要綱に定める事業実績報告書も、上記アからウに準じて取り扱うものとする。

オ 当該実施計画及び事業実績報告書は厚生労働省に提出された後、厚生労働省より国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）に対して情報提供を行う。肝炎情報センターにおいては、当該実施計画等を踏まえ内容の検証を行い、都道府県等に対し適宜助言等を行う場合があるので留意のこと。この際、都道府県等においては、助言等を踏まえ、後年度での肝炎対策支援事業実施計画において反映が図られるよう適宜検討するものとする。

(2) 都道府県において、肝疾患診療地域連携体制強化事業の全部又は一部を都道府県が指定する拠点病院において実施することで事業目的を達しようとする場合には、肝炎対策支援事業計画にその旨を明記の上、当該拠点病院における事業内容の範囲、責務を明確にした上で助成を実施するものとする。また、3の(2)～(10)について、都道府県等において、事業の一部を都道府県が指定する拠点病院又は適切な事業運営が確保出来ると認められた者に対して助成する場合も、同様とする。

改正後

(削除)

(3) 都道府県等は、拠点病院の他、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関、医療保険者の団体、事業主団体等と連携を図りつつ、患者等の利便性及び実効性に十分配慮した事業の実施に努めるものとする。

(4) 肝疾患相談・支援センターの設置、運営において助成対象とする相談員等の人件費については、事業内容に沿った適正な金額、人員を計上するものとし、著しく高額にならないよう留意し、助成対象とする常勤職員の数~~は~~3人までを目安にするものとする。

(5) (略)

(6) (略)

5 経費の負担

(略)

改正前

(3) インセンティブ評価事業の採択及び報告等について

ア 都道府県は、事業の採択を希望する場合、肝炎対策支援事業実施計画の他に、交付要綱の別紙様式4の7-5に定める資料を提出のこと。なお、2年以内に効果が見込まれるものとする。

イ 厚生労働省は、前項により提出された内容に対し、肝炎情報センターの意見を参考に評価を行い、適当と認められた場合に採択する。なお、当該事業として採択されない場合も、3に定める他の事業内容として補助対象になりうるものである。

ウ 採択された事業は、事業報告として交付要綱の別紙様式9の様式7-5に定める資料を提出する。

エ 事業採択期間が終了した後、事業報告の他、事業の成果を踏まえた当該事業の実施に係る提案書を提出する。この際、事業実施が2カ年度にわたる場合には、提案書の作成は最終年度においてのみ行うものとする。なお、当該提案書は、他自治体及び拠点病院での事業展開に資するよう、適宜資料の提供が行われるものである。

(4) 都道府県等は、都道府県が指定する拠点病院の他、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関、医療保険者の団体、事業主団体等と連携を図りつつ、患者等の利便性及び実効性に十分配慮した事業の実施に努めるものとする。

(5) 肝疾患相談・支援センターの設置、運営にて助成対象とする相談員等の人件費については、事業内容に沿った適正な金額、人員を計上するものとし、著しく高額にならないよう留意のこと。なお、助成対象とする常勤職員の数~~は~~3人までを目安とする。

(6) (略)

(7) (略)

5 経費の負担

(略)

別添 4

肝炎患者等支援対策事業実施要綱

平成23年3月31日

最終一部改正

平成31年3月27日

1 目的

我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんを引き起こす危険が指摘されていることから、地域における肝疾患診療体制の充実及び向上を図る取組を行う。特に、都道府県及び都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）を中心とした地域における肝疾患診療地域連携体制を強化して肝炎医療の質の向上と均てん化を図るため、医療提供体制の確保や肝炎患者及び医療関係者等への情報提供等の支援対策を実施する。

また、シンポジウム等の普及啓発を実施することにより、国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図るとともに、地域の実情に応じた肝炎患者及びその家族等に対する支援対策を実施し、肝炎患者の生活の安定に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下「政令市」という。）、特別区とする。

ただし、3に記載した事業の（1）～（4）及び（8）～（9）については都道府県、政令市及び特別区（以下「都道府県等」という。）とし、その他については都道府県とする。

3 事業内容

（1）肝炎対策協議会の設置、運営

都道府県等は、医師会、肝炎に関する専門医、関係市区町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族（例：患者会を代表する者等）等の関係者によって構成される肝炎対策協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。また、政令市及び特別区においては都道府県と常時連携体制を取るものとする。同協議会においては、各都道府県等の実情に応じて肝炎に関する以下の事項等について必要な検討を行うものとする。

ア B型肝炎ウイルス（以下「HBV」という。）及びC型肝炎ウイルス（以下「HCV」という。）検査の促進方法

イ 肝炎患者等に対する相談、診療指導への対応

ウ HBV及びHCV検査の結果、陽性と判定された者（以下「陽性者」という。）の

フォローアップ対策

- エ HBV及びHCV検査を受けていないハイリスク・グループに検査を勧奨する方策
- オ HBV及びHCV持続感染者（以下「キャリア」という。）が、継続的なかかりつけ医への受診等の健康管理を十分に受けていない場合の改善方策
- カ 身近な医療圏において病状に応じた適切な肝炎診療が行われるよう、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医との連携の強化
- キ 慢性肝炎・肝硬変や肝がんに対する高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保
- ク 肝炎に関する医療情報の収集と提供
- ケ 肝炎医療に関する人材の育成
- コ 各施策についての検討を基にした目標等の設定
- サ 事業実施の評価
- シ その他、都道府県等の肝炎対策の実施に係る事項

(2) 肝炎診療従事者研修の実施

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、かかりつけ医等の肝炎診療従事者に対して、肝炎概論、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医への紹介を要する症状・所見、専門医との連携の在り方その他肝炎に関する必要な事項について研修を実施するものとする。

(3) 肝炎患者等に対する支援の実施

都道府県等は、肝炎患者の生活の安定に資するため、地域の実情に応じた肝炎患者及びその家族等に対する支援対策事業を実施するものとする。

[事業例]

- ・ 患者支援団体等と協働しながら地域の患者、家族等を対象にした『患者サロン』の開設
- ・ 同じ経験を有する患者・家族等が相談に応じ、お互いに支え合うこと（ピアサポート）ができるよう、肝炎患者等を対象としたピアサポーターの育成の研修及び実施の支援
- ・ 肝炎患者又は元患者であった者を講師とした、肝疾患相談センター相談員の資質向上を図るための講習会の開催

(4) 肝炎診療支援リーフレットの作成・配布

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、肝炎に関する適切な情報提供を目的として以下を作成し、各対象へ配布するものとする。

- ア 肝炎患者やその家族等を対象とした、肝炎について適切な理解を得ることができるためのリーフレット
- イ 医療機関を対象とした、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医へ紹介すべき状態、専門医との連携の在り方等を記載した適切な肝炎診療が実現されるためのリーフレット

(5) 肝炎患者支援手帳の作成・配布

都道府県は、肝炎患者等に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するための情報（肝炎の病態、治療方法、肝炎治療に関する制度等の情報）を記載した携帯可能な手帳（冊子）を作成・配布するものとする。

(6) 肝炎医療コーディネーターの養成

都道府県は、市町村の保健師、地域医療機関の看護師、職域の健康管理担当者等を対象として、肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎ウイルス検査の結果により陽性となった者等が適切な肝炎医療を受けられるようフォローアップや受診勧奨等に係る支援等を、地域や職域等で行える人材を養成するものとする。

(7) 地域の相談体制の整備

都道府県は、相談員（肝炎医療コーディネーター等）を活用するなどして、肝炎患者等が身近な医療機関等へ広く相談を受けることができる体制を整備するものとする。

(8) シンポジウム等の開催

都道府県等は、専門医等を講師として招き、地域住民に対して、感染予防や治療に関する最新情報を分かりやすく伝えることや社会的及び精神的な面における相談、肝炎ウイルスに関する意見交換等を行うシンポジウム等を開催するなど、肝炎に関する正しい知識等を普及させるための事業を行うものとする。

(9) ポスター・リーフレットの作成・配布による普及啓発

都道府県等は、肝炎に関する正しい知識の普及及び肝炎ウイルス検査の受検勧奨等地域の実情に合わせた情報提供を行うためのポスター・リーフレット等を作成し、シンポジウム等で配布するものとする。

(10) 新聞広告、電車の中吊り等による普及啓発

都道府県は、新聞広告、電車の中吊りポスター等及び肝炎総合対策推進国民運動事業との連携により、肝炎に関する正しい知識、肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び陽性者への受診勧奨に係る認識の浸透を図るための普及啓発を行うものとする。

(11) 肝疾患診療地域連携体制強化事業

ア 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置、運営

都道府県は、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医との連携により、適切な肝炎治療が行われるよう必要な協議及び調整を行い、地域の肝疾患診療体制の確保を図るものとする。

イ 肝疾患相談・支援センターの設置、運営

都道府県は、拠点病院に、肝疾患相談・支援センターを設置するものとする。同セ

ンターには相談員（医師、看護師等）を設置し、肝炎患者、キャリア及び家族等からの相談等に対応するほか、肝炎に関する情報収集等を行うものとする。また、保健師や栄養士による、食事や運動等の日常生活に関する生活指導や情報提供を適宜行うものとする。更に、3に掲げる事業及び「肝炎情報センター戦略的強化事業委託費実施要綱」の3の（1）のイからロに定める事業（以下「研修等事業」という。）に関し、肝炎対策支援事業実施計画（以下「実施計画」という。）に応じ、適切な支援等を行うものとする。

ウ 市町村等技術支援等事業

都道府県は、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の円滑な実施の観点から、市町村等の行政機関、保険者、事業主等の関係団体の職員等に対する普及啓発や情報提供等の技術支援を行うものとする。

[事業例]

市町村の健康増進事業の実施担当者に対する肝炎対策の説明会
保険者、事業主の立場から見た肝炎対策の説明会 等

エ 地域連携事業

都道府県は、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の円滑な実施の観点から、市町村等の行政機関、保険者、事業主等の関係団体が行う普及啓発や情報提供等の事業と連携した事業の実施を行うものとする。

[事業例]

行政区域内の住民、企業等の従業員に対する出前講座
肝炎ウイルス検査・陽性者フォローアップを行う企業等との連携事業（ノウハウ支援）、地域内等における周知活動の共同実施 等

4 事業実施上の留意事項

（1）実施計画について

事業の実施に当たっては、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）で定める実施計画を作成するものとする。この際、作成に当たっては、以下の点に留意するものとする。

ア 実施計画と研修等事業との関係について

（ア）拠点病院等で研修等事業を実施する場合、都道府県が作成する実施計画にその事業内容を含めるものとする。また、政令市及び特別区は、管内に拠点病院が設置されている場合、作成する実施計画のふかん図に研修等事業のメニューを記載すること。

（イ）都道府県、政令市及び特別区は、実施計画について、相互に情報提供を行った上、必要に応じ、効果的に事業を実施できるよう調整を行うものとする。

イ 実施計画の記載内容について

（ア）概要には、都道府県等が掲げている肝炎対策に関する全体目標等があれば記

載するものとする。

(イ) 3に掲げる事業及び研修等事業について、交付要綱の所定の様式に実施する事業を記載するものとする。

(ウ) 各事業の概要及び事業の達成目標を測る適切な指標等（アウトカム指標、アウトプット指標又は検証可能な定性的指標）を記載するものとする。なお、都道府県等で設定されている肝炎対策に関する全体目標等との関連が明らかであることが望ましい。

(エ) 3の(11)のイについては、肝疾患相談・支援センターが3に掲げる事業及び研修等事業に対して支援を行う場合、該当する事業を記載するものとする。

ウ 実施計画を作成する場合は、拠点病院、その他事業実施に必要な関係者と予め協議するものとする。

エ 交付要綱に定める事業実績報告書についても、上記アからウに準じて取り扱うものとする。

オ 厚生労働省に提出された実施計画及び事業実績報告書は、厚生労働省より国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）に対して情報提供を行うものとする。肝炎情報センターは、当該実施計画等の検証を行い、都道府県等に対し適宜提言等を行う場合があるので留意するものとする。都道府県等においては、当該提言等を後年度での実施計画に反映できるよう適宜検討するものとする。

(2) 都道府県は、3の(11)の全部又は一部を拠点病院において実施することで事業目的を達しようとする場合、実施計画にその旨を明記の上、当該拠点病院における事業内容の範囲、責務を明確にした上で助成を実施するものとする。また、都道府県等が3の(2)～(10)について、事業の一部を拠点病院又は適切な事業運営が確保出来ると認められた者において実施することで事業目的を達しようとする場合も、同様とする。

(3) 都道府県等は、拠点病院の他、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関、医療保険者の団体、事業主団体等と連携を図りつつ、患者等の利便性及び実効性に十分配慮した事業の実施に努めるものとする。

(4) 肝疾患相談・支援センターの設置、運営において助成対象とする相談員等の人件費については、事業内容に沿った適正な金額、人員を計上するものとし、著しく高額にならないよう留意し、助成対象とする常勤職員の数は3人までを目安にするものとする。

(5) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報については、関係法令に従い、適正かつ慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導するものとする。

(6) 地域住民及び医療関係者に対し、適切な方法により事業の周知を図るものとする。

5 経費の負担

都道府県等が、この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算

の範囲内で国庫補助を行うものとする。